

大阪市告示第613号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和6年5月7日（火）	午後4時から 午後9時まで
	令和6年5月13日（月）	午前9時から 翌日午前7時まで
	令和6年5月20日（月）	午前7時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年5月7日（火）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年5月13日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和6年5月20日（月）	
	令和6年5月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和6年5月3日（金）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年5月4日（土）	午前8時から 午後9時まで
	令和6年5月5日（日）	午前7時から

	令和 6 年 5 月 11 日（土）	午後 9 時まで
	令和 6 年 5 月 12 日（日）	午前 7 時から 翌日午前 9 時まで
	令和 6 年 5 月 14 日（火）から 同月 19 日（日）まで	午前 7 時から 翌日午前 7 時まで
	令和 6 年 5 月 25 日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 5 月 31 日（金）	午前 7 時から 午後 9 時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和 6 年 5 月 1 日（水）から 同月 2 日（木）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 6 年 5 月 3 日（金）から 同月 6 日（月）まで	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 5 月 8 日（水）から 同月 11 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 6 年 5 月 12 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 5 月 14 日（火）から 同月 18 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 6 年 5 月 19 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 5 月 21 日（火）から 同月 25 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 6 年 5 月 26 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで

	令和6年5月28日（火）から 同月31日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	令和6年5月3日（金）から 同月6日（月）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和6年5月12日（日）	
	令和6年5月14日（火）から 同月16日（木）まで	午前9時から 翌日午前2時まで
	令和6年5月17日（金）から 同月19日（日）まで	午前7時から 翌日午前3時まで
	令和6年5月24日（金）から 同月26日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和6年5月29日（水）	午前8時から 午後9時まで
	令和6年5月30日（木）から 同月31日（金）まで	午前7時から 午後9時まで
長居庭球場	令和6年5月1日（水）から 同月2日（木）まで	午前9時から 午後9時40分まで
	令和6年5月7日（火）から 同月10日（金）まで	
	令和6年5月13日（月）から 同月17日（金）まで	
	令和6年5月20日（月）から 同月24日（金）まで	
	令和6年5月27日（月）から 同月31日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）